

第48号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項後段を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画が適合性判定建築物を含む場合における当該通知をしようとする者（市の建築主事に対して当該通知をしようとする者を除く。）」を「第18条第4項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第6条の3第1項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を受けようとする者は、1の知事の構造計算適合性判定を要する建築物（以下「適合性判定建築物」という。）につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、法第18条の2第1項の規定により知事の構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に行わせる場合にあっては、当該構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しない。

第13条第1項中「（別表第5の右欄に掲げる額を除く。）」を削る。

別表第4の7の項左欄中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「仮使用承認」を「仮使用認定」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。